

釧路湿原自然再生全体構想

2005年3月 釧路湿原自然再生協議会

釧路湿原自然再生全体構想

～ 未来の子どもたちのために～

はじめに

釧路湿原には、国内では失われつつある貴重で素晴らしい自然が多く残されています。しかし、その自然も近年の開発によって大きく変化しています。自然環境の価値に多くの人々が気づきだした現在、残された自然を大切に、失われた自然を少しでも取り戻していくことが求められています。

この構想では、地域固有の自然を次の世代に残していくための取り組みと、地域社会のさまざまな関わりについて、基本的な考え方や目標などを定めています。

第1章．自然再生の取り組みに至る経緯と背景

(1) 釧路湿原の概要と釧路川流域の歴史

釧路湿原は、釧路川¹⁾に沿って広がる日本最大の湿原です。現在の面積は約2万ヘクタール(約203平方キロメートル、湿原内湖沼を含む面積)で、低地湿原の原生的な自然が残されています。ハンノキの散在するヨシやスゲ類の湿原(低層湿原)と、高山性植物を含むミズゴケ類の湿原(高層湿原) それらの中を蛇行する河川からなり、他に類を見ない景観となっています。同時にこの湿原は、タンチョウ、オジロワシをはじめとする鳥類、キタサンショウウオ、エゾカオジロトンボなど、貴重な野生動物の生息地ともなっています。また、保水・浄化・洪水調節・地域気候を緩和する機能など、

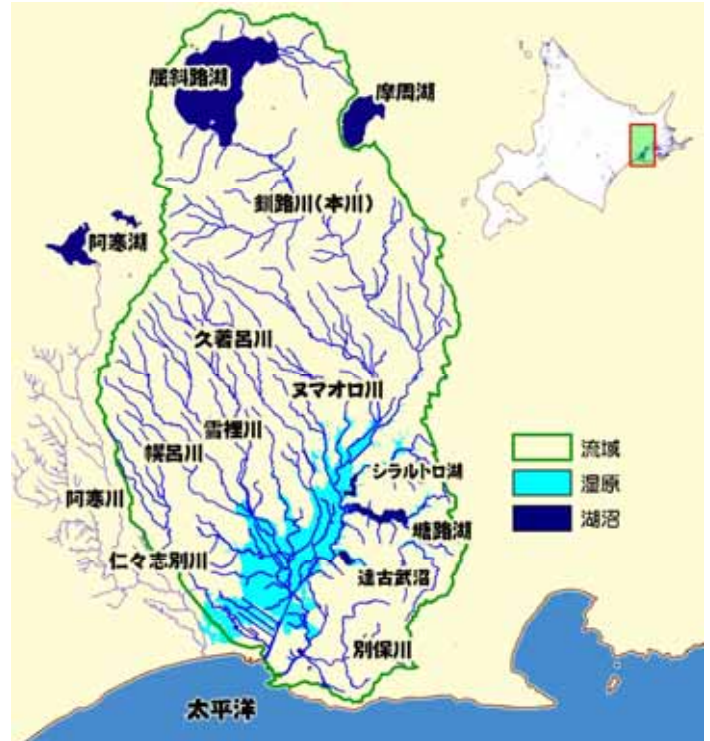


図1-1. 釧路湿原と釧路川流域の範囲

1) 釧路川の西側を流れる阿寒川は、かつては釧路川に合流する支流でしたが、現在は直接太平洋に流下しています。

人々の暮らしを支える重要な役割を果たしています。

釧路湿原を涵養する最大の河川である釧路川は、阿寒国立公園の屈斜路湖から流れ出る延長 154 キロメートルの一級河川です。釧路川は多くの支流を擁し、それらを含めた流域面積は約 25.1 万ヘクタールに達します(図 1-1)。

釧路川の流域には、釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、阿寒町および鶴居村の 6 市町村が含まれます。その人口は 1950 年代に急増し、現在は 24.1 万人です(図 1-2)。そのうち釧路川流域の総人口は約 17.7 万人(1995 年国勢調査)で、一次産業では特に酪農が盛んです。二次産業は、製紙業が大きなウエイトを占めています。近年は、自然を生かした観光業(三次産業)も、重要な位置を占めるようになってきました。

流域の開発は 1880 年代より始まりました。当初は周辺丘陵地帯からの木材搬出が主たる産業でした。1920 年には釧路川の大洪水により多くの犠牲者が出ました。その後釧路川を直線化するなどの治水工事が本格的に始まり、湿原の農地化が少しずつ始まりました。1940 年代後半からは、戦後復興に伴って湿原周辺で森林の伐採が進められました。さらに戦後の食糧不足と農産物の安定供給を目指し 1960 年代から、国の方針でこの地域を食糧生産基地とするため、大規模な農地開発と河川改修が行われました。同時に、湿原南部では市街地の拡大が進みました。

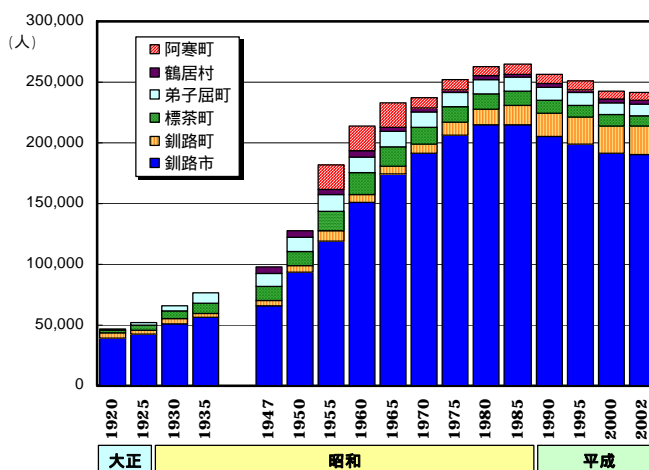


図 1-2. 流域の 6 市町村の人口推移
(総務省統計局「国勢調査」)

(2) 釧路湿原と地域社会の課題

釧路湿原はおよそ 6,000 年の年月を経て形成されてきたといわれ、少しずつ自然の力で変化しています。しかし近年、周辺での人間活動の影響により、急激な変化が現われ始めています。

現在直面している最も重要な課題は、湿原面積の急激な減少です。1947 年には約 2.5 万ヘクタールあった湿原は、1996 年の調査では約 1.9 万ヘクタールにまで減少し、この 50 年間で 2 割以上も消失しています。この多くは農地や市街地の開発によるものです。流入する河川の周囲に広がっていた湿原はほとんど開拓され、農地に変わってきました。しかし、水はけが悪いために、農地化が困難で利用できない所も見受けられます。

また湿原の南側からは、市街地の拡大に伴って湿原を埋め立てて住宅地や道路、資材置き場等に使用する面積も増大し、景観を損なうだけでなく、

キタサンショウウオの生息地を狭めるなどの影響が出ています。

一方で湿原が乾燥化するなどの質的な変化も異常な速さで進行しています。その背景には上流の河川や丘陵地の変化があります。流域の急速な農地化とともに、人工林に転換される場所も増え、自然林も著しく減少しました。また、森林伐採や裸地の出現、管理されていない作業道などにより、土砂の流出が激しくなりました。

さらに上流での河川の直線化なども手伝って、湿原内には多量の土砂が流入するようになってきました。これによりヨシやスゲ類の湿原内でハノキが異常に成長したり、湖沼で急速に土砂が堆積し水生植物や淡水魚類も減少するなど、湿原の生態系に大きな影響を与えています。同時に、生活排水や畜産排泄物の流入なども見られ、生態系への影響も現実のものとなっています。これらの変化は、水産業にも影響を及ぼしていると考えられます。

近年、湿原は「豊かな自然環境」の一つとして注目が集まり、観光にも活用されるようになりました。観光によって多くの人々が湿原にふれる機会が増え、湿原への理解が進みましたが、その一方で過剰な利用やマナーの悪い利用による環境への影響についても議論が起こっています。

自然は変化するものでありますが、近年見られるような人為的な影響による急激な変化は、野生生物のみならず人間にとっても好ましいものではありません。釧路湿原の自然環境を保全・回復させるために、早急に対策をとる必要が生じてきました。

(3) 釧路湿原における環境保全の取り組みと自然再生の始まり

釧路湿原は長い間、住民にとって役に立たないものと考えられてきました。しかし釧路地方にも高度成長の波が押し寄せ、開発議論が盛んになった1971年には北海道自然保護協会釧路支部（現、釧路自然保護協会）が設立され、釧路湿原の重要性を認識して無秩序な開発に歯止めをかけようという運動が始まりました。1973年には、釧路地方総合開発促進期成会・釧路湿原対策特別委員会から「釧路湿原の将来」と題して、「自然保護優先の原則」など、開発と自然保護に関する3つの基本原則が定められました。この保護運動はその後、釧路湿原のラムサール条約登録や、国立公園化につながっていきます。

釧路湿原のラムサール登録湿地指定は、1980年に行なわれました。湿原の生態系の重要性が認識され、国内最初の登録地になりましたが、登録当初は湿原の中央部が指定されたのみでした。しかし1993年にラムサール条約締約国会議が釧路市で開催されるに及んで、湿原の重要性とラムサール登録湿地の意味を広く一般住民が知るところとなり、登録湿地も3湖沼を含むなど次第に拡大し、より広い範囲に保全の網がかかるようになりました。

これと相前後して1987年には、湿原の風致景観や野生生物の保護と利用

の増進を図ることを目的として、釧路湿原国立公園が指定されました。

しかしながら釧路湿原が広く知られるようになった当時は、バブル経済の時期でもありました。各種の保護指定が湿原範囲にとどまって周辺の丘陵地を十分に含んでいなかったことから、湿原周辺ではゴルフ場造成などのリゾート開発計画が目白押しとなり、危機感を持った住民が全国の支援により、ナショナルトラスト運動による湿原と周辺丘陵地の環境保全に取り組みました。同時に釧路湿原の環境悪化を指摘して自主的に植林活動を始めたことから、保全活動は流域を単位とする生態系保全へと新たな展開を見せてきました。

一般住民の環境に対する関心が一層高まったことも後押しして、行政による具体的な湿原保全の動きが始まりました。1995年には北海道が、釧路湿原の保全施策を進めるための「釧路湿原保全プラン」を策定しました。また、河川法改正などの動きも受けて、1999年には学識者や関係行政機関からなる「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」が設立され、関係省庁や自治体、NPOなどによる検討が行なわれるようになりました。

2002年に「過去の社会経済活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻す（自然再生法のあらまし）」ことを目的とした自然再生推進法が公布されたのに基づき、2003年11月には「釧路湿原自然再生協議会」が発足しました。これにより地域が中心となり、釧路湿原の自然再生の取り組みが始まっています。

第2章．自然再生の基本的な考え方と原則

(1) 釧路湿原における「自然再生」とは

本構想が提案する自然再生は、過去に損なわれた自然を積極的に取り戻そうとする取り組みです。「自然再生」という言葉は、あまりなじみがありませんが、ここでは自然再生基本方針も踏まえて、より広く、自然の**保全・回復・復元・修復・維持管理・創出**などの概念を含むものとして定義します²⁾。したがって、自然をそのままの形で残すことから、自然の質を高めるような工夫をすることまでを含みます。大きな目標に向かって、様々な取り組みを効果的に組み合わせていくことが重要なのです。

(言葉の参照)³⁾

自然を取り戻す試みは、さまざまに議論されています。地域の状況に合わせて、よいやり方を考えていく必要があります。釧路湿原では、「創出」するケースは少なく、「保全」や「復元」「修復」が主になるものと思われます。

保全: 今残されている良好な自然を良好な状態で維持すること。

回復: 自然が自律的に元の姿に戻っていくことを維持・支援すること。

復元: 過去にあった自然の姿を人間の手で取り戻すこと。

修復: 自然のもつ機能を人間の手で高めること。

維持管理: 人間の手で生じた自然の良好な状態を人間の手で維持していくこと。

創出: 自然がほとんど失われた場所に良好な自然を人間の手で作りに出すこと。

2)自然再生推進法では、「自然再生」の定義として「保全・再生・維持管理・創出」としてありますが、ここでは「再生」という言葉を避けるとともに、いろいろな「再生」の形があるということを詳しく紹介しています。図の方も参照してみてください。

3)海外では自然再生に関する議論や研究が盛んに行なわれており、それぞれの用語は英語では以下のように表現されています。

保全 conservation、回復 recovery、復元 restoration、修復 rehabilitation、
維持管理 maintenance、創出 creation

第6章 役割分担

(1) 協議会構成員や地域住民の果たす役割

この全体構想で掲げた目標を達成していくために、自然再生協議会の構成員は、お互いに協力して、それぞれの取り組みを可能な限り実施・参加していくことが求められます。また、さまざまな立場の人々の意見・評価を受け止めて、丁寧に進めていく必要があります。

関係行政機関や地方公共団体は、自然再生への取り組みを主体的に推進するとともに、地域住民などが実施する取り組みについて必要な協力をします。

専門家は、科学的なデータの収集をして、その成果が活用されるように提供します。また、それぞれの取り組みの実施や成果の評価が科学的知見に基づいてなされるよう助言します。

地域住民や土地の所有者は、湿原やその周辺の環境を持続的に利用する産業や生活を推進します。また、その地域で行なわれる自然再生への取り組みに協力・参加します。

NPOなどの市民団体は、自然再生への取り組みを自主的に実施したり、行政等が行なう取り組みに参加・協働します。

(2) 役割分担表

5章に示したさまざまな施策について、中心となって担当したり連携が求められる構成員について、以下の表にまとめました¹⁴⁾。

	国土交通省・河川部門	国土交通省・農業部門	環境省	林野庁	北海道・支庁	北海道・土木現業所	関係市町村	専門家	NPO等	教育機関	地域団体	地域住民	土地所有者
1 湿原生態系と希少野生生物生息環境の保全・再生													
良好な湿原の保全													
湿原の希少野生生物の生息環境の保全・復元													
湖沼の野生生物の生息環境の保全・復元													
湿原周辺の未利用地等の回復・復元													
外来生物の管理手法の確立													

14) この表は協議会構成員へのアンケートに基づく結果です。区分や内容は現在検討中で、変更の可能性もあります。

	国土交通省・河川部門	国土交通省・農業部門	環境省	林野庁	北海道・支庁	北海道・土木現業所	関係市町村	専門家	NPO等	教育機関	地域団体	地域住民	土地所有者
2 河川環境の保全・再生													
良好な環境を有している河川の保全													
河川本来のダイナミズムの回復・復元													
河畔林など多様な環境の復元・修復													
河川の縦断的連続性の復元・修復													
3 湿原・河川と連続した丘陵地の森林の保全・再生													
良好な機能を有している森林の保全													
裸地等への森林の回復・復元													
無立木地や造林地における森林生態系の回復・復元・修復													
生産が行なわれている森林での配慮・修復													
4 水循環・物質循環の再生													
流域の水・物質循環メカニズムの把握													
望ましい地下水位の保全・復元													
流入水の水質の保全・修復													
5 湿原・河川・湖沼への土砂流入の抑制													
土砂の流入・堆積メカニズムの把握													
土砂発生源での流出量の抑制													
土砂の流入量の軽減													
6 持続的な利用と環境教育の促進													
環境教育の充実とネットワーク化													
自然再生事業の情報発信と市民参加の推進													
湿原の利用に関するガイドライン・ルールづくり													
地域産業の持続的発展のあり方の検討													
すぐれた景観の保全													

：主導して積極的に取り組みたいと考えている

：行なわれる取り組みに参加したり支援したりしたいと考えている

(3) 自然再生協議会の構成

協議会設置要綱

(省略、別資料参照)

委員名簿と各委員の所属小委員会

(省略、別資料参照)

別 資 料

作成にあたっての考え方

協議会設置要綱

委員名簿と各委員の所属小委員会

作成にあたっての考え方

(1) 構想の基本構成

全体構成では以下のような構成で記述しています。

はじめに

この構想の目的を短く述べています。

第1章．自然再生の取り組みに至る経緯と背景

釧路地方の自然と歴史についての概要、自然環境が抱える課題、自然再生事業に至る取り組みの経緯について説明しています。構想の背景についての解説です。

第2章．自然再生の基本的な考え方と原則

「自然再生」に関する定義と、行なっていく上での基本的な原則（ルール）を記述しています。どういう取り組みが「自然再生」にあたるのかを判断するのが協議会の仕事の一つなので、そのための原則を示しています。

第3章．自然再生の対象となる区域

この全体構想に関わりのある区域について記述しています。

第4章．自然再生の目標

自然再生は目標を明確にすることが重要なので、「目指すべき姿（イメージ）」と「流域全体で達成したい目標」について明確に示せるように記述しています。

第5章．目標達成のために実施する施策と評価方法

目標を達成するために実施を計画している具体的な取り組みを6つの分野に分けて記述しています。それぞれ、どんな手法でどんな課題に取り組むのか、その成果をどのように評価するのかを整理してみました。実際に行なわれる取り組みをイメージしやすくしています。

第6章．役割分担

協議会に参加している委員や行政機関が自然再生にあたる上でどのような役割分担をするかを記述しています。また、協議会委員の構成や小委員会について記載します。

(2) 作成にあたって留意したこと

作成にあたっては、次の点に特に留意しました。

この構想だけを読んでも、釧路での「自然再生」について分かるように、背景・現状・考え方について、しっかりと記述する。

客観的な記述となるよう、正確で科学的な表現を用いる。

一般市民にも理解しやすいように、用語や表現を分かりやすくする。

各施策の出発点である「全体の」構想であることを踏まえて、関係者の理解が得られる表現に配慮する。

長期的政策であること、環境教育的役割を持つことも考慮して、「夢のある」「先進的な」表現・内容にする。

また、自然再生協議会に参加している構成員や、地元市町村の住民が参加した地域検討会から出された意見を整理して、以下のことも留意すべき重要なポイントであると考えました。

「再生」という言葉の定義、説明が必要である

「自然再生」という言葉は一般になじみがなく、定義や説明を丁寧に入れておかないと理解が進みません。特に「不自然で人為的なイメージ」、「無理過去に全てを巻き戻すようなイメージ」を持つ人が多かったので、誤解については取り除けるように工夫を心がけました(2章)。

トータルな環境政策としての姿を持つことが重要である

あいまいでスローガンのようにしか読まれないのでは、全体構想としてわざわざ書く意味がありません。ここで挙げられたことを責任持って進めていくことの担保がなければ「絵に描いた餅」になってしまう、という懸念の声が聞かれました。本当に「実効性がある形」、例えば法律や政策の転換・対応も含めた総合的な施策を希望する声も多くありました。

地域住民の生活・経済活動の担保がさそれている必要がある

地域に住む人たちからは、生活や産業を無視した事業展開になるのではないかという不安の声が聞かれました。また地域外の人からも、地域に不利益があると長続きしないので、その補償などに配慮すべきという意見が聞かれました。特定の人だけに負担があってはならないのは当然ですが、そのことが明確に記述されている必要があります。

農地との線引きをするルールを明確化すべきである

農地と湿原、農地化と湿原化は排反的なものなので、過去の農業事業との政策的な整合性を心配する声が多く聞かれました。どのような姿勢・ルールで取り組むのか、詳細には個別の事業に譲るとしても、基本的考え方についてはある程度示す必要があると考えました。

釧路湿原自然再生協議会設置要綱

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この自然再生協議会は、釧路湿原自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

(対象区域)

第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、釧路湿原及びその流域とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目 的)

第3条 釧路湿原の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

第3章 構 成

(構 成)

第5条 協議会は、次に掲げる委員及びオブザーバーをもって構成する。

(1) 委 員

自然再生事業を実施しようとする者

地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他 の者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者

関係行政機関及び関係地方公共団体

(2) オブザーバー

協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者

- 2 委員の任期は1年とする。
- 3 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。

(委員資格の喪失)

第6条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体若しくは法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

第7条 辞任しようとする者は、第12条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により委員を解任することができる。

第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

第8条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議および小委員会

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は必要に応じ、第10条に規定する小委員会での検討状況報告を求めることができる。

(小委員会)

第10条 協議会は、第14条に規定する運営細則の定めにより、小委員会を置くことができる。

2 協議会委員及びオブザーバーは小委員会に所属することができる

3 小委員会の委員長及び委員長代理は、小委員会構成委員の互選により選出する。

4 委員長代理は、委員長を補佐し、必要に応じ委員長の職務を代理する。

5 小委員会は委員長の召集により開催される。

6 小委員会は次の事項を協議する。

(1) 実施計画案の内容

(2) 実施計画に基づくモニタリング結果

(3) その他必要な事項

7 委員長は、小委員会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、小委員会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

8 小委員会は、協議概要を第9条に規定する協議会の会議に報告する。

(公開)

第11条 協議会の会議及び小委員会は、希少種の保護上または個人情報保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

2 協議会の会議及び小委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。

3 協議会の会議及び小委員会の資料は、ホームページ等で公開する。

4 協議会の会議及び小委員会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、ホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

第12条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

2 運営事務局は釧路支庁、釧路土木現業所、釧路開発建設部、東北北海道地区自然保護事務所、釧路湿原森林環境保全ふれあいセンターで構成し、共同で運営する。

(運営事務局の所掌事務)

第13条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第 9 条に規定する協議会の会議の議事に関する事項
- (2) 第 1 1 条に規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

第 7 章 補 則

(寄付金等)

第 1 4 条 協議会は釧路湿原自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。
2 寄付金の使途については、協議会の承認を得るものとし、毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

(運営細則)

第 1 5 条 この要綱に規定することの他、協議会の運営に関して必要な事項は、第 9 条に規定する協議会の会議の同意を経て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第 1 6 条 この要綱は、第 5 条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議に出席した委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 1 1 月 1 5 日から施行する。

平成 1 6 年 7 月 2 7 日 一部改正

釧路湿原自然再生協議会運営細則

第1章 小委員会

(設置)

第1条 協議会に次の小委員会を設置する。

湿原再生小委員会

旧川復元小委員会

土砂流入小委員会

森林再生小委員会

水循環小委員会

再生普及小委員会

(検討事項)

第2条 各小委員会では、次の事項を検討する。

湿原再生小委員会

湿原の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

旧川復元小委員会

河川の再蛇行化に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等
土砂流入小委員会

河川への土砂流入防止に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

森林再生小委員会

森林の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

水循環小委員会

水質、地下水の動態把握・評価、湖沼の再生（野生生物の生息環境修復を含む）等に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

再生普及小委員会

釧路湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市民参加、情報の発信及び提供等に関する事項等

(小委員会事務局)

第3条 小委員会の会務を処理するための事務局を設ける。

2 事務局は、協議会運営事務局が兼ねる。

(事務局の所掌事務)

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 小委員会の会議の運営
- (2) 小委員会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他小委員会が付記する事項

第2章 協議会及び小委員会の運営

(協議会及び小委員会の傍聴)

第5条 協議会の会議及び小委員会は、傍聴ができる。

- 2 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。
- 3 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び小委員会の記録)

第6条 運営事務局は、協議会の会議及び小委員会の議事要旨を、公開する前に原則として、会長又は委員長及び発言した委員の確認を得なければならない。

第3章 補 則

(細則改正)

第7条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附 則

この細則は、平成15年11月15日から施行する。

平成16年度 釧路湿原自然再生協議会 構成員

個人(56名)

氏名	所属	湿原再生	旧川復元	土砂流入	森林再生	水循環	再生普及
井上 京	北海道大学大学院 農学研究科 助教授						
上野 義勝	北海道釧路森づくりセンター 森林整備課長						
内島 邦秀	北見工業大学 工学部 教授						
内田 泰三	日本学術振興会						
宇野 裕之	北海道環境科学研究センター 自然環境部 道東地区野生生物室						
梅田 安治	農村空間研究所 所長、北海道大学名誉教授						
江崎 秀雄	森の学習塾 代表						
大山 仁美	環境カウンセラー(事業者部門)						
岡田 操							
桂川 雅信	北海道教育大学札幌校 非常勤講師 環境カウンセラー(市民部門)						
金子 正美	酪農学園大学 環境システム学部 地域環境学科 助教授						
亀山 哲	国立環境研究所 流域圏環境管理研究プロジェクト 主任研究員						
神田 房行	北海道教育大学 副学長(釧路校担当)						
木村 勲							
小磯 修二	釧路公立大学 教授 地域経済研究センター長						
小島 和夫							
齋藤 新一郎	環境林づくり研究所						
桜井 一隆							
佐藤 繁治							
清水 信彦							
清水 康行	北海道大学大学院 工学研究科 助教授						
白金 巖							
新庄 久志	釧路国際ウェットランドセンター 主幹						
関尾 憲司	環境カウンセラー						
高嶋 八千代	北海道教育大学釧路校 非常勤講師						
高橋 昭							
高橋 紀久男							
高橋 忠一	北海道教育大学釧路校 助教授						
高村 典子	独立法人 国立環境研究所 生物多様性研究プロジェクト						
滝川 喜三							
橘 利器	トラウトフォーラム 会員						
谷口 直文							

氏名	所属	湿原 再生	旧川 復元	土砂 流入	森林 再生	水循 環	再生 普及
辻井 達一	財団法人 北海道環境財団 理事長						
藤間 聡	室蘭工業大学 工学部 教授						
仲川 泰則	北海道大学 北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション北管理部						
長澤 徹明	北海道大学大学院 農学研究科 教授						
永瀬 知志							
中津川 誠	独立行政法人 北海道開発土木研究所 環境研究室長						
中村 隆俊	日本学術振興会特別研究員（北海道教育大学）						
中村 太士	北海道大学大学院 農学研究科 教授						
西内 吾朗							
西村 旬司	釧路湿原川レンジャー						
橋本 正雄	釧路市博物館 館長補佐						
針生 勤	釧路市博物館 館長補佐						
蛭田 眞一	北海道教育大学釧路校 教授						
福田 明美	釧路湿原塾						
三上 英敏	北海道環境科学研究センター 環境科学部						
水垣 滋	北海道大学大学院 農学研究科 森林管理保全学講座						
宮尾 素子							
松本 文雄							
百瀬 邦和	タンチョウ保護調査連合						
矢部 和夫							
山内 勲	環境カウンセラー(事業者部門)						
山田 浩之	北海道大学大学院農学研究科 環境資源学専攻 地域環境学講座 農地環境情報学分野						
吉村 暢彦							
若菜 勇	阿寒湖畔エコミュージアムセンター マリモ研究室						

団体(36団体)

団体/機関名	代表者名	湿原 再生	旧川 復元	土砂 流入	森林 再生	水循環	再生 普及
王子製紙株式会社	代表取締役社長 鈴木正一郎						
株式会社 北都	代表取締役 山崎 正明						
カムイ・エンジニアリング株式会社	代表取締役 大越 武彦						
釧路カヌー連絡協議会	会長 岩淵 鉄男						
釧路川水質保全協議会	会長 藪田 守 (釧路市公営企業管理者)						
釧路観光連盟	会長 高田 満						
釧路国際ウエットランドセンター	理事長 伊東 良孝						
釧路市漁業協同組合	代表理事組合長 濱 隆司						
釧路自然保護協会	会長 高山末吉						
釧路湿原国立公園 ボランティアレンジャーの会	代表幹事 山口 功						
釧路湿原国立公園連絡協議会	会長 伊東 良孝						
釧路湿原塾	運営委員長 栗林 延次						
釧路市民活動センターわっと	センター長 普久原 涼太						
釧路シャケの会	会長 林田 恒夫						
釧路水産用水汚濁防止対策協議会	会長 濱 隆司						
釧路生物談話会	代表 須摩 靖彦						
釧路造園建設業協会	会長 吉田 忠夫						
釧路武佐の森の会	会長 大西 英一						
くしろネイチャーゲームの会	代表 渡部 清紀						
国際ソロプチミスト釧路	理事 浪岡 敬子						
こどもエコクラブくしろ	平成15年度代表 佐藤史隆(美原小6) サポーター(代) 佐々木誠治						
財団法人 日本生態系協会	会長 池谷 奉文						
財団法人 日本鳥類保護連盟釧路支部	支部長 小柳 慶吾						
財団法人 日本野鳥の会 鶴居・伊藤サンクチュアリ	チーフレンジャー 原田 修						
財団法人 北海道環境財団	理事長 辻井 達一						
さっぽろ自然調査館	代表 渡辺 修						
下久著呂地区農業用排水維持管理組合	組合長 八木沢 栄蔵						
タンチョウ保護調査連合	代表 正富 宏之						
鶴居村タンチョウ愛護会	会長 松井 孝志						
特定非営利活動法人 釧路湿原やちの会	理事長 杉山 伸一						
特定非営利活動法人 トラストサルン釧路	理事長 鈴木 順雄						
日本製紙株式会社	代表取締役社長 三好 孝彦						
北海道中小企業家同友会釧路支部	支部長 横地 敏光						
北海道標茶高等学校	校長 古屋 接雄						
ボランティアネットワークチャレンジ隊	代表 佐竹 直子						
南標茶地区排水路維持管理組合	組合長 佐久間 三男						

オブザーバー(14団体)

団体/機関名	代表者名	湿原 再生	旧川 復元	土砂 流入	森林 再生	水循 環	再生 普及
社団法人 十勝釧路管内 さけます増殖事業協会	会長 小嶋 孝						
釧路町森林組合	組合長理事 西村 春吉						
標茶町森林組合	組合長理事 斎藤 康政						
弟子屈町森林組合	組合長理事 渡辺 順次						
鶴居村森林組合	組合長理事 松井 廣道						
標茶町農業協同組合	代表理事組合長 門田 功一						
鶴居村農業協同組合	代表理事組合長 瀧澤 義一						
幌呂農業協同組合	代表理事組合長 植田 晃雄						
阿寒農業協同組合	代表理事組合長 小瀬 泰						
釧路商工会議所	会頭 山本 壽福						
釧路町商工会	会長 中嶋 嘉昭						
標茶町商工会	会長 栗田 和行						
弟子屈町商工会	会長 桐木 茂雄						
鶴居村商工会	会長 大津 泰則						

関係行政機関(11機関)

団体/機関名	代表者名	湿原 再生	旧川 復元	土砂 流入	森林 再生	水循 環	再生 普及
国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部	部長 神保 正義						
環境省 東北北海道地区 自然保護事務所	所長 星野 一昭						
林野庁 北海道森林管理局	局長 亀井 俊水						
北海道 釧路支庁	支庁長 高橋 英明						
北海道教育庁 釧路教育局	局長 田中 了治						
北海道 釧路土木現業所	所長 上原 光彦						
釧路市	市長 伊東 良孝						
釧路町	町長 菅原 澄						
標茶町	町長 今西 猛						
弟子屈町	町長 徳永 哲雄						
鶴居村	村長 日野浦 正志						

釧路湿原自然再生協議会 構成員：117名